

(事 務 連 絡)
令和 6 年 1 月 3 0 日

各認可外居宅訪問型保育事業者 様

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 飯嶋 登志伸
(公印省略)

子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) への
認可外保育施設情報の登録について (依頼)

日頃より、板橋区の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、令和6年4月1日から施行されます。提供するサービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化されます。つきましては、各事業者様において下記のとおり、様式への入力作業をお願いいたします。ここ de サーチにおける掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となりますので、必ず登録をお願いいたします。

お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

記

1 提出書類

施設情報確認用シート (Excel ファイル)

2 作成から提出までの流れ

- (1) 板橋区役所ホームページ【トップページ > 子育て・教育・生涯学習 > 子育て関連施設 > 事業者向け (子育て関連) > 認可外居宅訪問型保育事業者へのお知らせ (一覧)】から、施設情報確認用シート (Excel ファイル) をダウンロードしてください。
- (2) ダウンロードした様式に、記入が必要な事項を入力してください。
- (3) 必要事項を入力した様式を、データまたは郵送で提出してください。

※個人情報を含むため、データ提出の際は、ファイルストレージシステムを用います。

データで提出する場合は、その旨を下記メールアドレスに送信してください。

ご指定のメールアドレスあてに「データ送信用 URL」をお送りいたします。

3 提出期限

令和6年2月9日 (金曜日)

4 提出先・問い合わせ

板橋区子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 担当：高橋

電話：03-3579-2494

メールアドレス：kk-minkan2@city.itabashi.tokyo.jp